

付 議 第 8 号

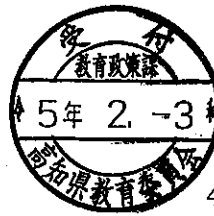
高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和5年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

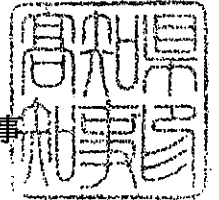
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



4 高政企第 286 号
令和 5 年 2 月 3 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 5 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案
- 2 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
- 3 高知県スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例議案
- 4 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 5 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 6 清水高等学校校舎棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 7 清水高等学校体育館・多目的教室棟新築主体工事請負契約の締結に関する議案
- 8 令和 5 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 9 令和 5 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 10 令和 4 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 11 令和 4 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「附則第2項、第4項及び第8項から第11項まで」を「附則第2項、第4項及び第8項から第13項まで」に改め、同条第4号中「附則第2項から第11項まで」を「附則第2項から第13項まで」に改める。

第16条中「別表の7の(9)及び(10)」を「別表の7の(11)及び(12)」に改める。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は知事」を「、知事」に、「認める者をもって」を「認める者又は看護師等をもって」に、「並びに知事」を「、知事」に、「認める者の」を「認める者並びに看護師等の」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

- 11 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない園児の数が4人に満たない幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同備考に定める者による支援を受けられる体制を確保しなければならない。
- 12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

別表の7中

- 「（8）自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- （9）その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(10) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。』

を

「(8) 連携型外認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(9) 連携型外認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(8)に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(10) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

(11) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。』

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 連携型外認定こども園において、この条例による改正後の高知県認定こども園条例別表の7の(9)に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同表の7の(9)に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同表の7の(8)に定める子どもの所在の

確認を行うことを要しない。この場合において、当該連携型外認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
内閣府
(平成26年文部科学省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提
厚生労働省
供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大
内閣府
臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月文部科学省
厚生労働省
告示第2号)が一部改正され、幼保連携型認定こども園において看護師等を教育及び保育
に直接従事する職員とみなすことができる特例が追加されること並びに連携型外認定こど
も園において子どもの通園等のために自動車を運行する場合における子どもの所在確認が
義務付けられること等を考慮し、幼保連携型認定こども園の人員に関する基準及び連携型
外認定こども園の認定の基準について必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- （2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
 - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - （ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍し

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- （2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
 - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
 - （ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍し

ている子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こ

ている子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こ

ども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準
- (3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条
(高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の

ども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準
- (3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条
(高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の

事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項、第4項及び第8項から第13項までの規定による基準

- (2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第2号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準
- (3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
- (4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第13項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの
(人員に関する基準)

事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年高知県条例第3号）第4条第3項の規定によりその例によることとされる児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（以下「児童福祉施設基準省令」という。）の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第1号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項、第4項及び第8項から第11項までの規定による基準

- (2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第2号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準
- (3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第1条第1項第3号に規定するものに限る。）を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準
- (4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第11項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの
(人員に関する基準)

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有

し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。

3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。)(第12条第3項において同じ。)に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(11)及び(12)、8並びに9に規定する基準を準用する。

し、かつ、登録を受けた者に限る。)、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。

3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定(幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。)(第12条第3項において同じ。)に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(9)及び(10)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準省令の準用)

第18条 幼保連携型認定こども園基準府省令第13条の規定の例により、幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて準用するものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなけ

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準省令の準用)

第18条 幼保連携型認定こども園基準府省令第13条の規定の例により、幼保連携型認定こども園については、児童福祉施設基準省令の規定を読み替えて準用するものとする。

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準(昭和31年文部省令第32号)第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

附 則

1～7 略

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

8 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第10条第3項本文の規定により必要となる園児に対する教育及び保育に直接従事する職員(以下「職員」という。)の数が1人となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなけ

ればならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

11 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳に満たない園児の数が4人に満たない幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行

ればならない職員のうち1人は、同項の表備考1の規定にかかわらず、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者としてすることができる。

9 第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

10 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第10条第3項の表備考1に定める者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

うに当たって同備考に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

13 附則第9項から前項までの規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者又は看護師等をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者、知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者並びに看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

- 1 職員の配置
略
- 2 職員の資格
略
- 3 施設設備
略
- 4 教育及び保育の内容
略
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等
略
- 6 子育て支援事業
略

11 前2項の規定により第10条第3項の表備考1に定める者を小学校教諭等免許状所持者又は知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

- 1 職員の配置
略
- 2 職員の資格
略
- 3 施設設備
略
- 4 教育及び保育の内容
略
- 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等
略
- 6 子育て支援事業
略

7 管理運営等

- (1) 連携型外認定こども園においては、多様な機能を一体的に提供するため、1人の連携型外認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うものであること。
- (2) 連携型外認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (3) 連携型外認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (4) 保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、連携型外認定こども園に関する情報開示に努めること。
- (5) 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、連携型外認定こども園に入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村と連携を図りながら、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (6) 子どもの安全及び健康を確保するため、連携型外認定こども園の施設設備等について耐震、防災、防犯等の体制を整えること。
- (7) 連携型外認定こども園において事故等が発生した場合の補

7 管理運営等

- (1) 連携型外認定こども園においては、多様な機能を一体的に提供するため、1人の連携型外認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うものであること。
- (2) 連携型外認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (3) 連携型外認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (4) 保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、連携型外認定こども園に関する情報開示に努めること。
- (5) 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、連携型外認定こども園に入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村と連携を図りながら、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (6) 子どもの安全及び健康を確保するため、連携型外認定こども園の施設設備等について耐震、防災、防犯等の体制を整えること。
- (7) 連携型外認定こども園において事故等が発生した場合の補

償を円滑に行うことができるよう、適切な民間保険等への加入を通じて、補償の体制を整えること。

(8) 連携型外認定こども園においては、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。

(9) 連携型外認定こども園においては、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(8)に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

(10) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

(11) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(12) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(12)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする

償を円滑に行うことができるよう、適切な民間保険等への加入を通じて、補償の体制を整えること。

(8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。

(9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。

(10) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする

こと。

- 8 非常災害対策
略
- 9 暴力団の排除
略
- 10 過疎地域等における特例
略

こと。

- 8 非常災害対策
略
- 9 暴力団の排除
略
- 10 過疎地域等における特例
略

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
 ◆高知県認定こども園条例の一部改正について

幼保支援課

改正の背景

保育所などの児童福祉施設や認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めている省令・告示が改正・施行（①から⑧）

- ◎児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令
 令和4年厚生労働省令 ①第159号(令和4年11月30日)・②同第167号(令和4年12月16日)・③同第175号(令和4年12月28日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ④第4号(令和4年12月28日)
- ◎幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省令 ⑤第3号(令和4年12月16日)・⑥令和5年同省令第1号(令和5年2月3日)
- ◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
 令和4年内閣府・文部科学・厚生労働省告示 ⑦第2号(令和4年12月28日)・⑧令和5年同告示第1号(令和5年2月3日)

省令・告示の主な改正内容（保育所や認定こども園に関する部分）

- 17
- <送迎バス等の安全対策> ③厚労省令第175号、④内閣府・文科・厚労省令第4号、⑦内閣府・文科・厚労省告示第2号
 ア) 園児等の通園や園外活動等のために自動車¹⁷を運行する場合、乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認すること、また、通園を目的とした自動車のうち、座席が2列以下の自動車を除く全ての自動車に**ブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し**、当該装置を用いて降車時の所在確認をすることをそれぞれ義務化
 - <懲戒> ②厚労省令第167号、⑤内閣府・文科・厚労省令第3号、⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号
 イ) 民法改正（親権者の懲戒権に係る規定削除）に伴い、児童福祉施設の長等の懲戒に係る権限の濫用禁止の規定を削除
 - <安全計画> ①厚労省令第159号
 ウ) 園児等の安全を確保するための計画（安全計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が義務化
 - <業務継続計画等> ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号
 エ) 感染症や非常災害に備えるための計画（業務継続計画）の策定、周知、定期的な研修及び訓練等の実施が努力義務化
 オ) 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修等の実施が努力義務化
 - <職員の配置等> ①厚労省令第159号、⑥内閣府・文科・厚労省令第1号、⑧内閣府・文科学・厚労省告示第1号
 カ) 保育所等の設備及び職員について、その保育に支障のない場合に限り、併設する社会福祉施設と兼ねることを認める（インクルーシブ保育の実施）
 キ) 看護師等を保育士とみなす特例（乳児4人以上を入所させる場合に1人に限って保育士とみなす）について、乳児4人未満でも可能とする
 - <虐待等の禁止> ⑧内閣府・文科・厚労省告示第1号
 ク) 虐待行為（児童福祉法第33条の10各号）にかかる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止

改正する条例

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

保育所 ア) イ) ウ) エ) オ) カ) キ)

◆高知県認定こども園条例

幼保連携型認定こども園
 ア)※1 イ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2 キ)※2
 保育所型認定こども園
 ア) イ)※2 ウ)※2 エ)※2 オ)※2 カ)※2
 キ)※3 ク)※3
 幼稚園型認定こども園
 ア) キ)※3 ク)※3
 地方裁量型認定こども園
 ア) キ)※3 ク)※3

※1は、学校保健安全法施行規則の準用
 ※2は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を準用
 ※3は、条例施行規則の改正による

施行予定日

ア) 及びウ) からク) 令和5年4月1日
 イ) 公布日

参考資料 3